

令和 7 年

乙訓福祉施設事務組合議会第 1 回定例会会議録

開会：令和 7 年 3 月 2 6 日

乙訓福祉施設事務組合議会

令和 7 年乙訓福祉施設事務組合議会第 1 回定例会

目 次

○出席議員		1
○欠席議員		1
○事務局職員出席者		1
○説明のため出席した者		1
○議事日程		2
○開 会		3
○日 程 1	会議録署名議員の指名	3
○日 程 2	会期の決定	3
○日 程 3	管理者の諸報告	3
○日 程 4	監査報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について.....	4
	監査報告第 2 号 随時監査（工事監査）の結果報告について…	4
○日 程 5	第 1 号議案 公平委員会委員の選任について.....	5
○日 程 6	第 2 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整理に関する条例の制定について.....	5
○日 程 7	第 3 号議案 職員の育児休業等に関する条例及び乙訓福祉施設 事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部改正について.....	6
○日 程 8	第 4 号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の 一部改正について.....	7
○日 程 9	第 5 号議案 令和 6 年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予 算（第 3 号）について.....	8
○日 程 10	第 6 号議案 令和 7 年度乙訓福祉施設事務組合一般会計予算に ついて.....	9
(追加)		
○日 程 11	第 7 号議案 乙訓福祉施設事務組合議会の個人情報保護に関 する条例の一部改正について.....	3 0
○閉 会		3 1

令和 7 年 3 月 2 6 日（水）

会 議 録

令和7年乙訓福祉施設事務組合議会第1回定例会

議 事 日 程

令和7年3月26日（水）

午前10時00分開議

○出席議員（9名）

向日市	村田光隆議員	米澤知紀議員
	和島一行議員	
長岡京市	中村亮太議員	田村直義議員
	住田初恵議員	
大山崎町	辻真理子議員	西田光宏議員
	北村吉史議員	

○欠席議員 なし

○事務局職員出席者

足立愛夏書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者（11名）

安田守	管理者（向日市長）
中小路健吾	副管理者（長岡京市長）
前川光	副管理者（大山崎町長）
上野隆	監査委員
川本進	事務局長
鹿島一平	会計管理者(向日市会計管理者)
城谷晋太郎	総務課長
上田佳子	乙訓若竹苑施設長
小松悦子	乙訓ポニーの学校施設長
久保田英幸	介護障害審査課長
山田洋平	障がい者相談支援課長

○議事日程

- | | | |
|------|----|--|
| 日程 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 | 2 | 会期の決定 |
| 日程 | 3 | 管理者の諸報告 |
| 日程 | 4 | 監査報告第1号 例月出納検査の結果報告について
監査報告第2号 随時監査（工事監査）の結果報告について |
| 日程 | 5 | 第1号議案 公平委員会委員の選任について |
| 日程 | 6 | 第2号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について |
| 日程 | 7 | 第3号議案 職員の育児休業等に関する条例及び乙訓福祉施設事務
組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
について |
| 日程 | 8 | 第4号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部
改正について |
| 日程 | 9 | 第5号議案 令和6年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算
（第3号）について |
| 日程 | 10 | 第6号議案 令和7年度乙訓福祉施設事務組合一般会計予算につい
て |
| (追加) | | |
| 日程 | 11 | 第7号議案 乙訓福祉施設事務組合議会の個人情報の保護に関する
条例の一部改正について |

○会議録署名議員

大山崎町	北村吉史 議員
向日市	米澤知紀 議員

(開会 午前 9 時 5 7 分)

○西田光宏議長 皆様、お集まりでございますので、

定刻より少し早いですが、始めたいと思います。

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は 9 名であります。

地方自治法第 1 1 3 条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、乙訓福祉施設事務組合議会令和 7 年第 1 回定例会を開会いたします。

それでは、これより日程に入ります。日程 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 7 5 条の規定により、大山崎町の北村吉史議員、向日市の米澤知紀議員の両名を指名いたします。

次に日程 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期の定例会につきましては、本日 1 日限りとすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程 3、管理者の諸報告であります。

安田管理者。

○安田 守管理者 おはようございます。

本日、令和 7 年乙訓福祉施設事務組合議会第 1 回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、令和 6 年第 4 回定例会以降のご報告をさせていただきます。

最初に総務関係ですが、1 月に乙訓行財政問題協議会幹事会及び乙訓市町会定例会におきまして、令和 7 年度の一般会計予算案及び事業の概要について協議を行いました。また、3 月 4 日には公平委員会を開催し、組合からの報告を行いました。

次に、乙訓若竹苑についてですが、2 月末現在の利用者数は就労継続支援事業 2 8 名、生活介護事業 3 名の合計 3 1 名で、市町別利用者数は向日市 7 名、長岡京市 2 1 名、大山崎町 3 名となっております。また、地域活動支援センター事業の登録者数は 3 5 名で、日中一時支援事業の登録者数は 5 2 名、相談支援事業の 2 月末現在の契約者数は 5 3 名となっております。

次に、介護障害審査課についてですが、介護認定審査会では、昨年 1 2 月から本年 2 月まで合議体を 5 7 回開催し、1, 4 0 8 件の二次判定を行いました。そのう

ち、介護認定審査会の簡素化の対象件数は134件でありました。

次に、障害支援区分認定審査会では、同じく昨年12月から本年2月まで合議体を9回開催し、123件の二次判定を行いました。また、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会のそれぞれの委員の任期が、来る3月31日に満了いたしますので、新たに介護認定審査委員及び障害支援区分認定審査委員に就任していただく新任委員に対し、研修会を開催いたしました。

次に、障がい者相談支援課についてですが、乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、昨年12月から本年2月にかけて、各部会及び委員会ごとに合計4回の研修会や意見交換会等を開催いたしました。また、乙訓障がい者虐待防止センターでは、圏域の事業所職員を対象とした「障がい者虐待の基本的な理解と防止、身体拘束等の適正化について、事例を通して日々の支援を振り返る」をテーマとする研修会を1月28日に開催いたしました。

最後に、乙訓ポニーの学校についてですが、2月末現在の児童発達支援事業利用児につきましては、向日市40名、長岡京市50名、大山崎町12名、合計102名で、障がい児相談支援事業の契約者につきましては、2月末現在で向日市254名、長岡京市236名、大山崎町55名、合計545名となっております。

報告は以上でございます。

○西田光宏議長 以上が管理者の諸報告でございました。

次に日程4、監査報告第1号「例月出納検査の結果報告について」及び監査報告第2号「随時監査の結果報告について」であります。

監査委員の報告を求めます。

上野監査委員。

○上野 隆監査委員 失礼いたします。

それでは最初に、例月出納検査結果につきましてご報告申し上げます。地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査を令和6年12月24日、令和7年1月27日及び2月19日に実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果をご報告いたします。各月ごとに関係諸帳簿と証拠書類を照合し、検査いたしました結果、出納等については適正に処理されていたことを確認いたしました。なお、検査の対象及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

次に、随時監査につきましてご報告申し上げます。地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を令和7年2月19日に実施いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果をご報告いたします。随時監査は、庁舎の空調設備更

新工事に係る工事監査を実施いたしました。監査の結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

以上をもちまして、例月出納検査及び随時監査の結果報告を終わります。

○西田光宏議長 ただいまが例月出納検査報告及び随時監査報告でございます。

次に日程５、第１号議案「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第１号議案「公平委員会委員の選任について」ご説明を申し上げます。本案は、令和３年４月から、公平委員会委員としてご尽力いただいております小泉昇平氏の任期が、来る３月３１日をもって満了いたしますので、その後任として、上田憲治氏を公平委員会委員として選任いたしたく、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。上田氏の経歴につきましては、議案の参考に記載しているとおりであります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 ただいま提案理由の説明がございました。

お諮りいたします。本件について質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

これより採決に入ります。第１号議案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって第１号議案は、原案のとおり同意されました。

次に日程６、第２号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第２号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明を申し上げます。

本案は、刑法の一部改正に伴い、乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例をはじめとする５つの条例の一部を改正するものであります。その内容についてありますが、改正刑法の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに

代えて「拘禁刑」が創設されることになるため、対象となる字句を含む複数の条例について、一括して所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和7年6月1日から施行するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 ただいま提案理由の説明がございました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論に入ります。まず、反対討論を求めます。

（「なし」の声あり）

次に、賛成討論を求めます。

（「なし」の声あり）

意見がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。第2号議案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって第2号議案は、原案のとおり可決されました。

次に日程7、第3号議案「職員の育児休暇等に関する条例及び乙訓福祉施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第3号議案「職員の育児休業等に関する条例及び乙訓福祉施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」ご説明を申し上げます。

本案は、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことにより、時間外勤務免除の対象となる労働者の範囲が拡大されるとともに、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度に関する諸整備が行われたことから、「職員の育児休業等に関する条例」及び「乙訓福祉施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」について、その一部を改正するものであります。

本案の改正内容についてであります。まず第1条の「職員の育児休業等に関する条例」の一部改正につきましては、法律の一部改正に伴い、条例中に引用してい

る条項について、所要の改正を行うものであります。

次に、第2条の「乙訓福祉施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正につきましては、時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を「3歳未満の子を養育する職員」から「小学校就学前の子を養育する職員」に改めるものであります。また、介護離職防止のための措置として、職員から配偶者等の介護に直面した旨の申出があったときは、両立支援制度等について周知するとともに、その意向確認を行うことを規定し、併せて、40歳を迎える職員に両立支援制度等に関する早期の情報提供を行うなど、勤務環境の整備を図ることを規定するものであります。その他、上記の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 ただいま提案の説明がありましたので、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論に入ります。まず、反対討論を求めます。

（「なし」の声あり）

次に、賛成討論を求めます。

（「なし」の声あり）

意見がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。第3号議案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって第3号議案は、原案のとおり可決されました。

それでは次に、日程8、第4号議案「乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第4号議案「乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明を申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴う国家公務員の給与制度の改正内容に準じ、「乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例」について、その一部を改正するものであります。

改正内容についてであります。まず、配偶者に係る扶養手当及び子に係る扶養手当を段階的に改定するものであります。また、地域手当について、級地区分が市町村単位から都道府県単位に見直されることに伴い、本組合の地域手当の支給割合を100分の8を超えない範囲内とし、その他、住居手当をはじめ、通勤手当や管理職員特別勤務手当について、国家公務員の制度改正に準じて改正するほか、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日施行するものであります。本組合職員の給与改定につきましては、情勢適用の原則など、地方公務員法に定められた諸原則に従い、国の状況、構成団体等を参考にする中で、職員組合と交渉を行い、国家公務員の制度改正に準じ改定することで合意を得たことを申し添えておきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 ただいま提案理由の説明がございました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論に入ります。まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

意見がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。第4号議案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって第4号議案は、原案のとおり可決されました。

次に日程9、第5号議案「令和6年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第5号議案「令和6年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第3号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ7,757万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,116万2,000円とするものであります。

それではまず歳出についてですが、一般管理費では、空調更新工事の契約差金と

いたしまして、工事請負費を２，７１６万７，０００円減額する一方、人事院勧告等に伴い、派遣職員にかかる負担金を１６万３，０００円増額計上いたしました。

次に、介護保険認定事業費につきましては、要介護認定の申請件数が当初の見込み数よりも減少することから、主治医の意見書作成手数料を４２５万２，０００円減額するものであります。また、予備費につきましても４，６３１万４，０００円を減額いたします。

次に、歳入についてですが、市町負担金につきましては、令和６年度予算の執行状況から余剰金が見込まれますので、市町からの負担金を７，６９４万円減額いたします。また、府支出金では、本年度の障害者相談支援ネットワーク整備推進事業委託金が確定したことにより、６３万円減額計上いたしました。

以上で、令和６年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第３号)の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 ただいま提案理由の説明がございました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

意見がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。第５号議案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって第５号議案は、原案のとおり可決されました。

次に日程１０、第６号議案「令和７年度乙訓福祉施設事務組合一般会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第６号議案「令和７年度乙訓福祉施設事務組合一般会計予算」をご審議いただくにあたり、その概要についてご説明いたします。

本組合の構成団体である２市１町は、それぞれの自治体において財政状況が異なりますが、社会保障費の増加や物価高騰への対応に加え、防災・減災対策の強化など、財政状況におきましては厳しさを増しているのは同一であり、一層の財政健全化が必要とされております。本組合におきましても、このような状況を十分に鑑み、計画的な財政運営を図り、増加する相談事業をはじめ、求められる事務事業に対し、よりよい運営をするため、当該予算の調整を行ったところであります。

予算の概要についてであります。令和７年度の予算総額は５億４，４０３万７，０００円で、昨年度に比べ５％、金額で２，８３８万１，０００円の減額となっております。なお、詳細につきましては、この後、事務局長からご説明をいたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 川本事務局長。

○川本 進事務局長 それでは私からは、令和７年度乙訓福祉施設事務組合一般会計予算の内容につきまして、主だった項目や、前年度予算との対比を中心にご説明させていただきます。

それでは、令和７年度予算資料の２ページ「一般会計性質別予算額表」をお開き願います。まず、はじめに歳出につきまして、予算を性質別に分類し、その概要をご説明いたします。

予算総額は５億４，４０３万７，０００円で、前年度比較で５％、２，８３８万１，０００円の減額となっております。性質別予算額表に記載しておりますとおり、義務的経費であります人件費につきましては、４億２，８９５万７，０００円で、対前年度比較で５．５％、２，２３７万７，０００円の増額で計上しております。これにつきましては、組合職員数全体では１名増となっていることに加え、人事院勧告及び定期昇給等の影響が大きく、人件費増額の主な要因となっております。

次に、投資的経費が、対前年度比較で大幅な減となっております。これは設置後約２０年経過いたしました本庁舎空調設備の老朽化に伴い、その改修工事にかかる工事費を令和６年度当初予算に計上したためであります。

次に、消費的経費ですが、こちらは対前年度比較で１５．５％、１，５２９万４，０００円の増額となっております。これについてですが、委託業務や修繕費等での増額見込みに加え、令和７年度の介護認定審査件数が、前年度見込み数と比較して増加が見込まれることから、主治医意見書作成手数料が対前年度比較で７２４万円の増額となることや、リース期間満了に伴う職員用パソコンの入替費用が臨時に生じることなどが増額の主な要因でございます。

次に、その他の経費であります。積立金及び予備費ですが、こちらは前年度と

同額で計上するものでございます。また、令和7年度の新規事業や臨時的経費につきましては、予算資料4ページの「主要事務・事業の概要」に記載のとおりでございます。そのうち主なものでございますが、総務費の一般管理費では、本庁舎エレベーター等の修繕費として84万7,000円を、電話対応品質向上等を目途に各電話機に通話録音機能を設置する手数料として19万8,000円を計上いたしました。そのほか、先ほど説明いたしました職員用パソコンの入替えにかかる経費として、役務費及び備品購入費で、合計725万2,000円を計上しております。また、民生費の若竹苑管理費では、トイレセンサー等の修繕費として46万5,000円を、ポニーの学校管理費では、老朽化に伴う感覚統合器具等にかかる修繕及び購入費用として、合計50万9,000円を計上いたしました。

ただいま説明いたしましたもの以外の主な経費につきましては、前年度と大差ございませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。予算書の9ページをお開き願います。まず、1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、市町分担金では、4億1,396万9,000円で8.0%、3,584万1,000円の減額となっております。その内訳としましては、一般分で4,333万7,000円の減額、介護保険分は749万6,000円の増額となっております。一般分分担金の減額は、職員人件費等の増額があるものの、投資的経費の計上がなかったことが主な要因となっています。一方で、介護保険分の分担金は、主治医意見書作成手数料の増額が、介護分担金増額の主な要因となっています。

次に、2項、負担金、1目、障害福祉サービス事業負担金は6,241万7,000円、対前年度比較で488万5,000円増える見込みとして計上しております。これは若竹苑の給付費等収入で、報酬改定及び就労継続支援事業の利用者が増となる見込みによるものでございます。

次に、2目、地域生活支援事業負担金、33万5,000円は、若竹苑のもう一つの事業であります、地域活動支援センター事業と日中一時支援事業の利用者の自己負担分の収入でございます。

次に、3目、障害児通所支援等事業負担金、5,741万3,000円、対前年度比較で281万9,000円の増額となっておりますが、これはポニーの学校の給付費等収入で、若竹苑と同様に報酬改定があったことと、相談支援事業において、契約者数の増加を見込んでおります。

次に、10ページから11ページをご覧ください。2款、府支出金、1項、委託金、1目、民生費委託金では、対前年度比較で63万円の減額、147万円で計上

しております。これは乙訓圏域障がい者自立支援協議会の運営にかかる経費に対して、京都府から委託費として受け入れるものでございます。

次に、3款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、物品売払収入では、529万4,000円、対前年度比較で16万5,000円の増額で計上しております。これは若竹苑での授産活動のうち、自主製品の売上増などを見込んでいることによるものでございます。

なお、そのほかの歳入につきましては、前年度と大きな違いはございませんので、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして、概略ではございますが、令和7年度乙訓福祉施設事務組合一般会計予算に係ります、私からの説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 ただいま提案理由の説明がございました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

住田議員。

○住田初恵議員 何点か質問させていただきます。予算資料の5ページに、令和7年度の職員数が載っております。全員で正職が38人ということです。6ページの令和7年1月1日現在の職員数は32名となっておりまして、去年は職員数が35人、当初予算ではそうだったのですけれども、32人に減っているということは3人の方が退職されたのかなと思うのですけれども、それぞれどの部署の方が退職されたのかということと、それから今度は令和7年度は、職員数38人となっておりますけれども、新規採用で2人採用できたと先ほどおっしゃってございましたけれども、それぞれの課で何人体制になるのかを教えてくださいたいと思います。

○西田光宏議長 城谷総務課長。

○城谷晋太郎総務課長 ただいまのご質問でございまして、6ページの32名ということですが、退職をされた職員、1月1日現在では32名ですけれども、それ以降に1名退職をされています。相談支援課の職員が1名退職をされております。

人員が減った理由でございまして、急な退職が重なったのと、今年度採用活動をしてまいりましたが、途中の辞退等がございましたので、うまく採用ができなかったということが主な原因でございまして。

新年度の体制でございまして、特に相談支援課につきましては、先日人事異動の内示を行いまして、機能強化ということが言われておりましたので、現在の人員と変わらない人数で運営ができるような対応をいたしております。

以上でございまして。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 それぞれの課の人数を教えてほしいです。

○西田光宏議長 城谷総務課長。

○城谷晋太郎総務課長 実際の4月1日からの体制を申し上げます。総務課につきましては、一般職が4名、介護障害審査課につきましては、一般職員が3名、派遣職員を含んでおります。乙訓若竹苑につきましては、一般職が9名、乙訓ポニーの学校につきましては、一般職が14名、障がい者相談支援課につきましては、一般職が4名ということで計画を立てております。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 この5ページにある人数と今言われたので違うところが、介護障害審査課が、これは4人と書いてあるのですが、3人になって、障がい者相談支援課が、ここは5人と書いてあるのですが、4人で行くということですか。

○西田光宏議長 城谷総務課長。

○城谷晋太郎総務課長 予算的には5ページに書いてある人員で行くのが安定的な運営ができる人数かと思っておりますが、先ほど申し上げましたように急な退職等が重なり、今現在、採用も途中で辞退されるようなことが起こっておりますので、4月1日現在はこの人数で行かせていただくということでございます。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 分かりました。なかなか大変厳しい状況だなというふうに思います。引き続き、予算書の26ページに職員数が載っているのですが、総勢62名課【26】、これは非常勤職員の方が26名で62名ということですが、これは4月1日現在の、先ほどの予算資料の5ページに書いてあった38名じゃなくして、今4月1日現在でほんまにいてはる数で合っているのですか。

○西田光宏議長 城谷総務課長。

○城谷晋太郎総務課長 予算で計上している数字をここに記載しております。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 予算で計上しているのだったら職員が38人なのですよ。26人を足したら64になるんだけど、どうしてかなと思って。

○西田光宏議長 城谷総務課長。

○城谷晋太郎総務課長 この62人で括弧書きが非常勤職員になっております。それを差し引きますと36名になっておりまして、プラス2名につきましては、派遣職員の部分になっておりますので、36名とプラス2名が派遣職員、この中に派遣職員が含まれていないという形でございます。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 分かりました。

続いて、予算資料の6ページに、基金積立金の状況というのがあるのですね。財政調整基金が87万4,000円、施設整備基金がゼロ円となって、去年と比較してみたら去年も同じ額だったのです。令和6年度は空調が壊れて工事をしてというので、工事が1年間遅れたと思うのですね。やはりそういういつ急なことがあるかも分からないから、そういうときのために基金は要るのではないかなと思うのですが、財政調整基金は調べたら、長期にわたる財源の調整を行うため、財政調整基金を設置された。基金は一般会計歳入歳出決算見込みにおける剰余金及び決算剰余金のうちから積み立てるとなっているのですが、そういう剰余金が出ないのですか。

○西田光宏議長 川本事務局長。

○川本 進事務局長 剰余金につきましては、年度末決算をした結果、プラスに出たものが剰余金にあたるかなと思っております。本組合につきましては、市町の分担金で運営していることもございますので、そちらの剰余金につきましては、基本は調整させていただいて、翌年度の分担金とか、今回の補正もそうですが、減額調整をするという形にさせていただいております。

基金につきましては、ご懸念内容等も分かりますし、従前からそういうご質問をいただいたことも重々承知しておりますが、基本は乙訓福祉施設事務組合につきましては、主に市町からの分担金で運営していることもございますし、その中で市町とも予算折衝の中で必要な予算はしっかりと予算に上げて議論した上で、調整をするというのを基本にさせていただいておりますので、今回の空調につきまして確かに時間がかかったことにつきましては、職員に負担をかけたことは申し訳なかったなと思っている部分はございます。しかしながら予算の執行というのはしっかりと議会の皆様の議論を通じてするものが基本だと思っておりますので、その基本方針の中で行っていきたいなと思っております。なお、基金につきましては、市町等を含めました財政当局との話し合いによる検討等も必要になるかと思っておりますので、その中で議員のご懸念があったことについては、お伝えをする中で、特に乙訓福祉施設事務組合の基金について議論をしていきたいなと思っております。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 今のご説明だったら、剰余金が出ても、それは全て市町に返していくということで、いつまでたっても財政調整基金ってたまらないんだなということと、それから施設整備基金というのがあるのですけれども、これはどういう目的の

ためにつくられたものなのですか。

○西田光宏議長 川本事務局長。

○川本 進事務局長 施設整備基金につきましては、大きな計画、施設の修繕計画、建て替えとか大きな計画が出来上がった中で一時的に予算を組むと大変だろうということで、調整をするために持っている基金でございます。現在、本組合につきましては、庁舎にかかる大きな修繕とか建て替えとか、そういう話についてはまだ今検討、計画途中でございますので、現状で今施設整備基金を予算としてここで提案する状況ではございませんので、そこはどうかご理解いただけたらと思います。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 財政調整基金については、これから市町と検討していくということでしたので、やはり急に壊れて1年間も暑い思いをさせないように、これからいろいろなほかにも何か出てくるかも分かりませんし、その辺のところはそういう状況をきっちりと市町に理解していただいて、ちょっとでも財政調整基金が積み上げられるようにお願いしたいと思います。

○西田光宏議長 米澤議員。

○米澤知紀議員 予算書の10ページの歳入のところ、財産収入の財産売上収入、商品の売払収入の就労継続支援作業の売上金のところの自主製品、先ほども少し説明していただいたのですが、一昨年度、令和5年度の予算だと17万5,000円か何か、2年たって倍ぐらいになっているのですが、皆さんいろいろと販路拡大とかスタッフの方が努力してくれているのかなというふうに思うのですが、どんなものが売れているのかといったのと、あとこっちが重要だと思うのですが、売上げが倍になったということは、やはり工賃への反映というのをしっかりして、利用者さんに反映していただかなきゃいけないかと思うのですが、そこら辺をしっかりとやっていたかというところを教えてくださいたいです。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 自主製品の売上げが伸びている要因でございますけれども、売上げの多くは京都ほっとはあとセンターの常設店舗、いわゆるハートプラザKYOTOと言われている店舗がございますけれども、そちらでの販売が伸びているということでございます。1点ものの商品を常設店舗で販売しておりまして、それを気に入っていただけて、観光客が多いところに店舗がございますので買っているというふうに伺っております。

工賃への反映につきましては、生産活動で得た収入に関しては必要経費を除いた分は全て工賃で支払う形をとっております。

○西田光宏議長 米澤議員。

○米澤知紀議員 ありがとうございます。自主製品、創作活動ですが、やはり利用者の自己肯定感の向上とかというのにもつながりますし、あとやっぱり売れたというところで喜びにもつながるので、多分この階段を上ったところにある展示物、あれもそうだと思うのですが、そういうのをずっと続けていっていただけたらと思いますので、またよろしくお願いします。

○西田光宏議長 ほかにございますか。

住田議員。

○住田初恵議員 同じく就労支援B型事業についてお聞きしたいと思うのですが、予算資料の7ページ3番の就労継続の運営方針に、就労継続支援A型事業所とか一般就労を目指す利用者に対して就労支援を行う事業所と連携して、企業実習や研修への参加、就職に向けた相談やサポートを行うということが挙げられているのですが、実際に行かれた方があるのかどうか教えてください。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 就労継続支援A型事業所や一般職への希望をされている方に関しましては、障害者就業・生活支援センターとも連携いたしまして、面接に行ったりとか実習に行ったりとかの支援をさせていただいております。現在希望されている方について、そういった支援をしているところでございますが、実際に就労Aに行かれた方とか一般職に行かれたという方は、令和6年度中にはいらっしゃいません。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 ありがとうございます。なかなかA型に行くのも難しい利用者が多いんだというのが分かりました。

引き続いて、生活介護事業についてお伺いしたいと思います。この事業って契約者が3人で、大体3人の人がいつも来てはるみたいですが、この生活介護事業でやはり専門性が求められつつ、不足しているのが強度行動障害の方だと思うのですが、そういう見解はいかがでしょうか。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 生活介護事業につきましては、強度行動障害の方が利用されることが想定される事業であるというふうに考えております。強度行動障害の状態である方に関しての支援については、大変困難でして人員も要ることから、なかなか事業所の受入れも難しいということは耳にしたことがございます。若竹苑に関しましてですが、強度行動障害の状況にあるような利用者、重度障がい

者支援加算の対象者につきましても、受け入れをさせていただいているところでございます。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 ありがとうございます。やはり公的機関としてはなかなか民間では受け入れられない、やはりそういう方を重度の方を受け入れていくべきだと思っておりましたので、安心をいたしました。これからもまた増えていくかと思えますけれども、今後この生活介護事業が廃止していく方向と伺っているのですけれども、その場合は、今後増えていく方はどうなるのでしょうか。

○西田光宏議長 川本事務局長。

○川本 進事務局長 住田議員が今おっしゃいましたとおり、生活介護事業につきましては、現状いらっしゃる方はこのままという形でしておりますけど、一応一定縮小・廃止という方向性は乙福の公的な役割の部分で考えますと、民間さんで担える部分というのもその部分があるのではなかろうかなと思います。その中で今その方向性については変更するつもりはございません。今後増えていくということを今おっしゃいましたけど、ただそれも仮定のお話でございますので、こちらとしてはなかなかコメントしづらい部分はございます。実際に乙訓圏域、さらには近隣等を含めまして、民間の事業所さんの中でもそういった形で受け入れている事業所というのは当然ございますので、その中を丁寧に、当然これは市町の担当課、担当者になるかと思えますけど、そこがしっかりと説明なりご案内をする案件ではなかろうかなと思っております。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 市町の担当課が頑張ってくれよということですね。

もう一つ、地域活動支援センターについて伺いたいのですけれども、予算資料の8ページに、障がい者ふれあいサロンとして火曜日から土曜日、利用者の余暇活動や自己実現ができる場を提供するというふうにあって、地域活動支援センターイコール障がい者ふれあいサロンとしての事業内容かなと読み取ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 いま、議員が言われたとおりでございます。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 では、ふれあいサロンがイコール地域活動支援センター事業の内容ということだというふうに言われたと思います。ここを利用されている方は、多分若竹苑の就労Bの人は大体毎日就労Bに行ってはるみたいなので、土曜日は分かり

ませんけども、それ以外の方が利用されているのかなと思うのですけれども、どういう方が利用されていて、そういう人は週に何回ぐらい利用してはるのかというのが分かれば教えてください。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 週1回の利用の方が一番多くなっています。ほか、一般就労しておられたり、就労継続支援事業A型に通われている方であったりとか、就労Bに通われている方も土曜日に仕事がないところに関しては、こちらを利用いただいているということになります。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 ありがとうございます。この事業の利用者の年齢とかは分かりますか。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 細かく20代の方が何名とかということは、申し上げられませんけれども、平均年齢ですけれども47歳となっております。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 ありがとうございます。かなり若い方が参加されているんだというのが分かりました。そもそもこういう活動を要望される方が多いのかというのがよく分からないので、その辺のところを教えてください。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 特に土曜日に開設しているというところでございます。休日の支援の不足が言われる中、土曜日に開設しているということで、そこで支援が提供できるというところの役割は大きいのかなというふうに考えております。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 ありがとうございます。分かりました。今一般の方とか就労A型の方、就労B型の方は土曜日だけみたいなのですけれども、やはり高齢になって就労B型にも参加できなくなった方というのは、どんなサービスを受けてのでしょうか。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 予測の部分も含めてでございますけれども、生活介護事業に通われる方もいらっしゃる、施設入所に移られる方もいらっしゃるかと思いますし、年齢的なところで介護保険への移行もあるかと思います。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 だんだん重くなりはって、生活介護に移られたり施設入所に移られたりということが分かりました。

もう一ついいですか。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 日中一時支援事業についてですけれども、これは中高生の利用者でどのくらい毎月何日くらい利用してはるのかが分かったら教えていただきたいと思いますし、放課後デイサービスを使うようになって、日中一時支援を控えた人がいて、一時減少したということをこの前に言われていたのですけれども、そういう年代の方の利用の推移が分かれば教えてください。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 日中一時支援事業につきましては、開設した当時、平成19年になりますけど、その当時に比べますと、中高生の利用の方は減っております。現在中高生の方の登録は10名となっております。正確な数字ではないですけど、週に1回、3名くらいの方は定期的に使っておられるように思っております。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 では、一時よりかは減ってきて、今は10名で、週に1回使っているというのが今3名ですか。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 定期的に使われている方という頭がつきますけれども、大体3名くらいの方が週に1回使われているということでございます。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 ありがとうございます。

若竹苑についても一つだけお願いします。相談支援事業についてですけれども、これはどこの相談支援の事業も契約者というか利用者が増えてきているかと思うのですけれども、若竹苑でも去年より2人増えて54人の契約者になっているということでした。私は長岡京市の相談支援事業所に何か所かお電話をして聞いたのですが、なかなか新規の受け入れができないという事業所が多かったです。その乙福でプランが立てられたら、そういうところは少しでも改善するのかなと思うのですけれども、乙福以外の事業所でのサービスを受ける、そういうプランを作成している方って何人くらいいらっしゃいますか。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 若竹苑以外の通所施設を使ってうちの相談を利用されている方に関しましては、31名いらっしゃいます。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 ありがとうございます。結構多くの方が利用されているんだとい

うことが分かりました。以前、相談支援は若竹苑の職員全体でカバーしているというのを聞いたことがあるのですけれども、今はこの担当はどのようなになっているのでしょうか。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 全て通所の施設の職員と兼務をという形になっております。大体一番多い職員で20名ぐらいを担当しております。少ない職員ですと2名を担当しているということになります。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 分かりました。ここの相談支援事業はもちろん大切だと思いますので、少ない人数で大変だと思いますけれども、これからも頑張っていただきたいと思います。

○西田光宏議長 辻議員。

○辻真理子議員 予算資料の8ページのところに各事業の定員が書かれていまして、こちらは就労継続のところが昨年度の契約者数が30名だったのですが、この令和7年度の予定では28名ということなので、ほかの2名の方はこういった経過でこの契約を解消されたのかというのを教えていただいてよろしいでしょうか。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 1名の方に関しましては、一般就労へ目指した訓練をより専門的なところでしたいというご希望がございましたので、就労移行事業所のほうへ移られました。1名の方は、就労B型の仕事も好きではいらっしゃったのですけれども、だんだん難しくなってきましたので、生活介護事業所に移られました。

○西田光宏議長 辻議員。

○辻真理子議員 そのときとかにももちろん若竹苑の生活介護という事業としてはやっておられますけれども、そういう引継ぎであったりというのを、言ってみたら若竹苑以外のところで利用したいということで移行されたという理解をしてよろしいですか。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 そのとおりでございます。若竹苑以外の生活介護の事業を希望されました。

○西田光宏議長 辻議員。

○辻真理子議員 分かりました。この就労継続のところですが、こういった形で2名契約者数が減っているのですけれども、大体1日平均量で昨年度と一緒ぐらいかなと思ひまして、予算書の9ページのところの障害福祉サービス事業の負担金

の節1のところの市町の負担金というのが昨年度に比べて300万円ぐらい増えているというのは、これは障害福祉サービスのサービス報酬改定に伴う増ということで理解させてもらってよろしいですか。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 おっしゃるとおりでございます。報酬改定に伴う増と考えていただいて大丈夫です。

○西田光宏議長 辻議員。

○辻真理子議員 報酬改定というところにもいろいろな条件というか、職員配置であったりとか、利用者さんの通所日数の日数じゃなくて時間で見なさいとか、かなり細かいところでの報酬となっていて、それに対して職員さんというところがなかなか充足できないとか、そういった中で報酬が改定になることによつての職員の負担というのがちょっと正直に難しいというのか、しんどくないのかなと思うのですが、そこら辺の体制というのは十分と理解してよろしいですか。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 職員の負担ということでございますけれども、職員配置に関しましては、十分満たしておる形になっておりまして、その職員配置と工賃であったりとか、そのところではすごく負担になるということではなく、変わらない支援ができる体制を整えております。

○西田光宏議長 辻議員。

○辻真理子議員 ありがとうございます。介護とかなかなか福祉って離職が高いということで、ここの公であっても退職者数が出るといったときには、やはりそういうときには自立支援協議会とかでも結構地域でどうしたら介護職を増やすかというのとかもやっていただいていると思うのですけれども、そういう中でもやはり地域での職員をどのように定着するとか、やはりそういうのも一緒に考えていっていただきたいと思いますので、要望させていただきます。

あともう一点だけお聞きしたいのですけれども。

○西田光宏議長 辻議員。

○辻真理子議員 ポニーの学校のほうの児童の相談支援ですけれども、先ほど管理者からのご報告で、相談というのがちょっと聞き間違えているのか、545名とおっしゃっていたのですけれども、予算資料25ページのところの利用計画等の作成とはまた件数が別だと思うのですけれども、今相談支援にあたっている方が大体1人どれぐらいの件数をお持ちかどうかお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○西田光宏議長 小松乙訓ポニーの学校施設長。

○小松悦子乙訓ポニーの学校施設長 職員1人あたりの担当数でございますが、現在62人程度でございます。

○西田光宏議長 辻議員。

○辻真理子議員 これもなかなか課題というところで、そこに職員さんをかなり担当という形で入っていただいています、62名というところまで、この間見ていると大分減ってきているのかなと思うのですけれども、やはりこれも相談というところで公がやっているというところもありまして、新規というところの申込みというところに対しての、何年か前は新規を見合わすということがやはり地域で一定の公としての必要性というところを持ったときに、なかなかそれはしないということだったのですけれども、申込みがあれば、サービス利用まで時間がかかっても新規の申込みということに対しては受けるという体制でこちらのほうは理解してよろしいでしょうか。

○西田光宏議長 小松乙訓ポニーの学校施設長。

○小松悦子乙訓ポニーの学校施設長 おっしゃるとおりでございます。

○西田光宏議長 辻議員。

○辻真理子議員 ありがとうございます。そうしましたら、これは決算のほうでもまた見させていただきますのでよろしくお願いします。

○西田光宏議長 ほかにございますか。

米澤議員。

○米澤知紀議員 相談支援のところ、これまでも何度か質問が出ているのですけれども、予算資料の一番最後のページ、25ページ、参考資料として載せていただいている計画等相談の作成についてですが、年々増加している傾向にあるのと、令和3年が1,355件、令和4年が1,482件で、5年が1,672件になっていると思うのですが、年々増加している。公立のところだけではなくて民間の相談支援事業所も年々増加している傾向にあるというふうにお聞きしているのですけれども、先ほども1人あたり62件とかって、計画等を作成する支援者の方たちで足りているのかというのと、あと計画相談を待ってもらっているウェイトタイムのところはどのくらいあるのかとか、あとは実際に断ったりすることというのがあるのかというところを教えてくださいたいのと、あとはサービス等利用計画の中で乙訓全域としてセルフプランの導入というのは可能性があるのかというところを教えてくださいたいというふうに思います。

○西田光宏議長 小松乙訓ポニーの学校施設長。

○小松悦子乙訓ポニーの学校施設長 計画作成についての依頼はあり、可能な限り早

急に対応していきたいと思っております。今現在は1か月から2か月お待ちいただきますが、希望されている方は受けております。

セルフプランについてでございますが、現在は乙訓圏内で導入はされていません。一般的に言われるセルフプランとは異なりますが、乙訓圏内では次年度以降に児童発達支援事業、また保育所等訪問支援事業に限っては、療育を早期の段階でつなげることを目的として、相談事業所ではない通所先などが関わって利用計画書を作成できるように準備中と伺っております。

○西田光宏議長 米澤議員。

○米澤知紀議員 ありがとうございます。サービス等利用計画ってどうしてもやはり作成に少し時間がかかったりするので、児発のところだとか重要なところでみなしでやるというのはとても大切なことだと思うのですが、やはりウェイトタイムが少し1か月から2か月というふうになると、やはりそれをしないと生活がひっ迫してしまうという、サービスが始まらないと困ってしまうという方もいるので、利用は限定的にしなければいけないと思います。就労支援であるとか、あとは包括的な計画支援が必要ではない方とか、あとは自立で自分で立てられるよという方を限定していかなければいけないと思うのですが、そういう方たちのセルフプランの導入というのをちょっと考えていただけたらというふうに思います。恐らくそれをここでいうところではなくて、各市町というところも考えなければいけないと思いますので、またぜひ検討いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○西田光宏議長 住田議員。ある程度まとめてお願いします。

○住田初恵議員 障がい者相談支援事業についてお聞きしたいと思います。今年の体制は5人で行くということでしたけれども、予算資料の16ページに事業の目的が書いてあるのですけれども、その2番、地域の相談支援事業所と関係機関を連携させて垣根のない援助体制を築くための後方支援を行うと書いてあるのですが、何かイメージができないのですね。先ほども言いましたけれども、私は2月に長岡京市内の相談支援事業所に何か所かお話を伺ったのですね。そうしたらどこも成人も子供も新規の相談の受け入れができない事態になっていて、それが常態化しているということを言われたのです。やはりその中でも公的機関のところの事業所は一部の方は市の障がい福祉課に行ってくださいねと言ってはるみたいで、行ってはる人もおられるみたいでしたけれども、そういうところで民間の相談支援事業所でそれができなかった方というのは、こちらに相談に来ておられるのかというところと、それから相談支援事業所が自分のところではできなかったときは、基幹センターに

行ってくださいというふうには案内されていないみたいだったのですけれども、なかなかその事業所によりますと基幹相談センターも職員不足であてにはできへんのやと言われるところもありましたので、この後方支援というのは具体的にどんなことが行われているのかを教えてくださいたいと思います。

○西田光宏議長 山田障がい者相談支援課長。

○山田洋平障がい者相談支援課長 地域の相談支援の後方支援について、基幹相談支援センターとしましては、まず1つ目が情報発信ということをしていただいております。基幹センターという名前からしまして、新規の事業所さんが事業所を立ち上げられたときに挨拶に来ていただくことがとても多いのです。その情報というのはとても貴重な情報なので、まず相談支援事業所全てのリストがありますので、そこで回させていただいています。そこを常にやっていますので、逆に相談支援事業所さんのほうに挨拶に行かれたときに、基幹がそういったことをされているので、基幹に挨拶に行ってくださいねというお声がけなんかもしていただいているというところがまず1点あります。

基幹センターとしてもう一つさせていただいているのが、いろいろな周辺地域の情報などを知っていないといけないというところで、できるだけ事業所の見学なんかに行かせていただくというところは大切と思っています。その際に我々だけが行くのではなくて、他の事業所さんにも呼びかけをさせていただいて、一緒に行きませんかというところの発信をさせていただいています。常にたくさんの方が参加されているというわけではないのですけれども、行ったことがないとか、圏域外のところの情報を知らないというところで、一緒に行かれるということもありますので、そういったところをつなげさせていただいているというところが1つと、最後に、相談対応というところですが、まず相互相談、専門相談というところで、事業所さんであっても家族さんであっても、相談がありましたら対応はさせていただくというところで、一緒に考えさせていただくであったりとか、一緒に事業所を探すとか、そういったこともさせていただいております。

以上です。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 そういうきめ細かくやっていただいて、本当にありがたいと思います。そういうことを知らない事業所さんもいらっしゃるかも分からないので、そういうことを周知していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 それともう一つ、4番に乙訓保健福祉圏域の障がい児者支援に関連

するネットワークを推進するという項目があったのですけれども、先ほども言いましたけれども、緊急時の親が入院することになった、障がいのある人をどうするかというときに、今は相談支援員の方が自分のつながりで探しているんだけど、なかなかそれも限界だということを言われていたので、そういうこの関連するネットワークというのは、そういうときに活用できるネットワークなのでしょうか。

○西田光宏議長 山田障がい者相談支援課長。

○山田洋平障がい者相談支援課長 1 番の事業の目的の（４）に関しましては、自立支援協議会を想定して書かせていただいているものになります。障がい福祉だけでなく、保健師さんとか保育所、乙訓保健所さん、教育とか労働関係のところとか、一緒に考えさせていただくというところでのネットワークの構築というのをさせていただいています。

緊急時に関しましては、時間がないようでしたら、すぐ家族さんに何かあったときに動かないといけないということでしたら、行政も一緒に含めて対応を考えるとということになると思います。少し時間があるようでしたら、事業所を探すということになるのですけれども、基幹センターだから大幅に支給する権限を持っているとか、基幹センターだから特別に情報を持っているというわけではなくて、京都府のほうで一覧というところをネットで見ると、事業所がざっと出てくるのです。それを見ながら一緒に探させていただいているというところで、一緒に動かさせていただくというふうになります。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 ありがとうございます。そういうことも周知していただければと思います。今自立支援協議会もやってはるということで、なかなかこの障がい者相談支援課というところは大変なことをやってはるんだなというのは常々思っているのですけれども、この障がい者相談支援ネットワーク事業に関わってる担当の方は何人いらっしゃるのですか。

○西田光宏議長 山田障がい者相談支援課長。

○山田洋平障がい者相談支援課長 1 番の事業目的の（４）に関しまして、自立支援協議会に関わっているのは、私が GM として関わらせていただいているのと、一般職の職員がもう 1 名の 2 名でさせていただいております。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 なかなか 2 人でいろいろなプロジェクトもありますし、大変だなと思います。やはりネットワークづくりの中に相談支援体制の充実を図るために乙訓圏域障がい者相談支援事業所連絡会の運営を支援するということも書かれていて、

やはり連絡会、相談支援の事業所さんの連絡会があることはすごく大事だなと思っているのですけれども、これは年に何回ぐらい開催されていて、どれぐらいの事業所さんが参加されているのか教えてください。

○西田光宏議長 山田障がい者相談支援課長。

○山田洋平障がい者相談支援課長 相談支援事業所さんの連絡会ですけれども、月に1回ここで開催させていただいています。大体19ないし20の事業所さんが参加していただいております。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 よく分かりました。乙訓圏域だから19から20なのですね。分かりました。いろいろと頑張っていただいていると思います。ここが頼りですので、少ない人数で、やはりもうちょっとこの基幹相談には人員を本当はもっと配置していただきたいなということを要望しまして、質問を終わります。

○西田光宏議長 北村議員。

○北村吉史議員 非常に単純なことをお尋ねしたいと思います。各課別といいますか、その歳出部分で事務機器の借上料ですかね、これが結構各セクション別に出ています。トータルすると約30万円強出ている、そんな感じになっているのですが、これは具体的にコピー機とかノートパソコンとかなのでしょうか。というのは、先ほどの冒頭での予算説明の中で、今回からパソコンに関しては購入していくんだというお話でしたら、それまで全てリースだったのか、そこらあたりをちょっと教えてほしいなと思います。

○西田光宏議長 城谷総務課長。

○城谷晋太郎総務課長 この機器借上料でございますが、今、お話がありましたとおり、コピー機、パソコンに関わる部分でございます。今回購入に至った経過でございますが、購入については22台を予定しておりまして、パソコンの本体にリース料率が上乗せされると、やはり総額で見ると割高になってしまうという判断をいたしましたので、今回は購入で予算計上をしております。

○西田光宏議長 北村議員。

○北村吉史議員 ありがとうございます。いい判断をされたというふうに感じました。といいますのは、これは各構成市町においてもこういう部分というのが結構多いのですよ。今後1つの課題として、購入した場合のほうがコストダウンになると、これは細かいところかもしれないけど、そういうところをしっかりと吟味をして判断をしていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。今までリースされていた部分、これは民間でいったらリースは欠損金処理ができるのがい

いのですが、まずこういう税金を払っていない機関においては、全くリースをする意味がない場面も非常に多い。そのところはしっかりと対応を考えていただいて、今後の方向性を出していただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

続けてよろしいでしょうか。

○西田光宏議長 北村議員。

○北村吉史議員 あと、この内容は非常に細かいことかもしれません。2件ほど苦情解決の第三者委員会の謝礼というのが5,000円という金額が出ていますけど、これに関する詳細を教えてくださいたいと思います。各課別で教えていただけたら。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 苦情解決におきまして、第三者委員に仲介なりを頼んだ場合に、交通費相当を予算化しております。6年度に関しまして今のところ、苦情解決で第三者委員の方に来ていただくところがなかったので、使う予定は今のところはございません。

ポニーに関しましても、同じとおりでございます。

○西田光宏議長 北村議員。

○北村吉史議員 この苦情解決で果たして交通費はこの金額で1件あたりの処理というのは多分できないと思うので、これは科目設置という考えでよろしいですか。

○西田光宏議長 科目設置かという質問ですが、実質予算か科目設置のためにつくったかという質問だと思いますが、いかがですか。

川本事務局長。

○川本 進事務局長 基本的には額だけ使った分になります。内容によってそういった部分が実際にお願ひすることになりましたら、それはそれでまた予算で支払いのほう、執行させていただくということになります。

○西田光宏議長 北村議員。

○北村吉史議員 やはりほぼ科目設置だろうと思っていただいておりますね。実際にこういう内容でいろいろと解決するにあたって、かなりややこしい話合いが必要になってくる場面があると思うので、実際はもっとかなりかかるのだろうなと思っていました。分かりました。それはちょっと対応していただきたいと思います。

話を変えまして。

○西田光宏議長 北村議員。

○北村吉史議員 介護障害審査課ですね、今回職員体制が3名になりますということをお聞きいたしました。そこで乙福としては二次審査ということで、各構成市町及

び医療機関から上がってきたデータに関して二次審査をされているというところですが、審査概要の中でこういったところをチェックされているのか教えていただきたいと思います。

○西田光宏議長 久保田介護障害審査課長。

○久保田英幸介護障害審査課長 二次審査の内容ですが、まず一次審査をコンピュータ、機械判定で行っております。二次審査は、そこで読み切れない医師の主治医意見書というような言葉が出ているかと思うのですが、そういったドクターの見解であったり、また調査員が訪問して対象者の方を見ておられるので、そういった内容を機械で読み取れない部分を審査委員、ドクター及び福祉職の方、合計4名の方に見ていただいて、コンピュータの審査した内容、一次判定がそれで妥当なのかどうかを見ていただいております。

○西田光宏議長 北村議員。

○北村吉史議員 ありがとうございます。コンピュータの中でそのデータを送られた内容の1つは、それが客観的事由ということで審査をされて、そのデータで抽出できない部分をドクター、介護専門の方が入って審査をされるというところですが、例えば今回お聞きしたいのは、アルツハイマー型の認知症だと、そこで認定されている数値はどのぐらいありますか。

○西田光宏議長 久保田介護障害審査課長。

○久保田英幸介護障害審査課長 申し訳ありません。今手元の資料で傷病ごとの認定数というのは、集計で採っていない関係でお答えすることができなくて申し訳ないですが、よろしくお願いいたします。

○西田光宏議長 北村議員。

○北村吉史議員 それでは、私から提案をさせていただけたらと思います。具体的に客観的データを基に二次審査をされるときに、ちゃんとそれをすくい上げていかないと駄目なのです、私の認識では。といいますのは、アルツハイマー型認知症の初期と、それとパーキンソン病の初期、この症状は非常に似ています。これはドクターにいろいろと教えていただきました。このときに必ず必要なのは、どの症例だということを最終に医師が確定をするときに必要なのは脳のMRIです。このデータがなければアルツハイマー型認知症か、それともパーキンソン病なのか分からない。ほとんどのドクターは経験値でされています。というのは、1回MRIを撮るのに結構お金がかかるんだけど、まずそのところをしっかりと最終的な判断材料としてMRIの診断、これが必要だと思うのですよ。それがちゃんとできておれば、介護度が進むということは、最初の段階でちゃんと対応できればある程度止めること

ができるのです。時間の経過とともに進行はします。でも進行は緩やかになります。これだけは次から、この審査会の中でしっかりと協議をいただいて、最終の二次判定は多分僕は肝だと思うので、そこで間違ったまま進んでしまうと、その患者さんははっきり言ってどんどん進行してしまいます。正味、この実例があるので、私の身内でこのことが起きています。ドクターの判断はアルツハイマー型認知症でした。3か月たっても半年たっても症状が一向に改善されないどころか、手が動かなくなりました。体が真っすぐ支えられなかった。もうボタンをかけることはできない。この間最初は要介護1でした。でも8か月後にやっとそれをセカンドオピニオンを取って対応した段階で要介護4まで来ました。その後、確定の判断が出て、セカンドオピニオンを取ったらパーキンソン病でした。パーキンソン病であったがために、それまで8か月飲み続けた薬がやはり邪魔をしてしまって、改善されることはなかったです。こういう事例は恐らく見落とし、非常に今言いましたMRIの診断、これができるおればこういうことにはなっていない。そこまでのことはなかったと、場合によってはもうちょっと寿命があったかもやけどという思いはしているので、その辺でちょっと客観的データを今後行政としてしっかりと煮詰めて、それを1つの指標にさせていただくことを望みますので、今すぐはできないと思いますが、その辺をしっかりと検討していただいて、今後の状況を見ていきますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○西田光宏議長 要望としてください。

和島議員。

○和島一行議員 ちょっと教えてください。さっき米澤議員の質問の答弁で、京都ほっとはあとセンターというのが出ましたけども、これは会費が1万3,000円、これは先ほどの物品を置かせていただいているのと、あとほかに何か活動をされているのか教えてください。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 京都ほっとはあとセンターで共同受注の窓口をされておりまして、京都府で何か記念品を作るであつたりとか、そういうときに福祉施設の優先調達の意味合いもございまして、こういうものを作ってくれる事業所さんはありませんかというところで発注の依頼があつたりはします。あとはバザーの開催であつたりとか、一般就労に向けた実習の場の提供なんかもされております。

○西田光宏議長 和島議員。

○和島一行議員 そうしたら、その物品の中でも一番高いもので、どれぐらいのもの

があるでしょうか。内容等聞かせてください。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 若竹苑で販売しているものということに限定にはなりますけれども、一番高いもので5,000円のトートバッグを販売しております。

○西田光宏議長 和島議員。

○和島一行議員 それで例えば5,000円のトートバッグが売れて、どれぐらいの割合で利用者さんに工賃が入るか教えてください。

○西田光宏議長 上田乙訓若竹苑施設長。

○上田佳子乙訓若竹苑施設長 トートバッグを作るに当たりまして、原材料として布代や糸代がかかっておりますので、その必要経費を引いたものが利用者の工賃となってますけれども、大体1割ぐらいを必要経費というふうに考えております。

○和島一行議員 分かりました。

以上です。

○西田光宏議長 ほかにございますか。

質疑も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

御異議がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。第6号議案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって第6号議案は、原案のとおり可決されました。

それでは、お諮りいたします。今般、田村議員、ほか8名から第7号議案が提出されました。この件を本日の日程に追加し、お手元に配付の議事日程のとおり、議題に加えたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、本件を日程に追加し、日程11として議題とすることに決定いたしました。

追加日程11、第7号議案「乙訓福祉施設事務組合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

田村議員。

○田村直義議員 それでは、追加日程 11、第 7 号議案「乙訓福祉施設事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」、案文を読み上げ、提案説明とさせていただきます。地方自治法第 112 条及び乙訓福祉施設事務組合議会会議規則第 14 条の規定により、みだしの議案を別紙のように提案するものでございます。

令和 7 年 3 月 26 日提出。

提出者は私、田村直義でございます。賛成者は、北村吉史議員、住田初恵議員、辻真理子議員、中村亮太議員、村田光隆議員、米澤知紀議員、和島一行議員です。

改正の内容ですけれども、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、引用条文の項番号が順次繰り下げられたことに対応するとともに、所要の規定の整理を行うものでございます。

なお、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○西田光宏議長 ありがとうございます。説明が終わりました。

本件について質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、これより討論に入ります。まず、反対討論を求めます。

（「なし」の声あり）

次に、賛成討論を求めます。

（「なし」の声あり）

意見がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。第 7 号議案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって第 7 号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、乙訓福祉施設事務組合議会令和 7 年第 1 回定例会を閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございました。

（閉会 午前 11 時 35 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により下記に署名する。

乙訓福祉施設事務組合議会議長

西 田 光 宏

会 議 録 署 名 議 員

北 村 吉 史

会 議 録 署 名 議 員

米 澤 知 紀